

○土地の質の変更に該当するかについて

市街化区域

申請時の地目が宅地、雑種地	質の変更ではない
申請時の地目が宅地、雑種地以外	質の変更になる(注1)

注1) ただし、最新の土地の課税が宅地又は雑種地の場合は質の変更と判断しない

市街化調整区域

申請時の地目が宅地、雑種地	質の変更ではない
申請時の地目が宅地、雑種地、農地以外	質の変更になる (注1)(注2)
申請時の地目が農地	質の変更になる

注1) ただし、最新の土地の課税が宅地又は雑種地の場合は質の変更と判断しない

注2) ただし、農地転用許可日(造成工事)から一年以内は、開発行為として取り扱います。

問い合わせ先

徳島市都市建設部建築指導課

開発許可担当 電話：088-621-5029